

## 保健関係について

### 1. 保健室について

保健室	健康診断・健康相談・保健指導・救急処置を行う場です。（学校保健安全法第7条）
健康診断	4月～6月末までに実施します。 [主な項目]・身体計測・視力検査・聴力検査・尿検査・内科検診・運動器検診 結核検診・耳鼻科検診・歯科健診・心電図検査・脊柱側弯検査・眼科検診 等
健康相談	お子様の体調や心理的な面でご相談がある際は、ご連絡ください。 ・お子様の心や体の健康面について ・学校生活上での健康面や疾病等に関わる対応 ・食物アレルギーに関わる対応等の相談ごと 等
保健指導	日常的な心や体に関わる健康面についての指導
救急処置	家庭または医療機関へ行くまでの応急処置をします。 ・継続的な処置はしません ・内服薬は与えることができません。 ・持病がある場合の薬を持参する場合は自己管理をお願いします。 *休養は原則として1時間までです。 *本人の状態や新型コロナウイルス感染症予防対策で休養はさせずに早退をさせる こともあります。 *早退の場合には、保護者の方にご連絡させていただきます。 *なお、生徒が自分自身で帰宅する場合は帰宅確認の連絡をお願いしています。

### 2. 学校感染症について

#### 2-1：出席停止と主な学校感染症

学校において感染症感染拡大を防ぐために「出席停止」の措置をとることが法律（学校保健安全法）で定められています。お子様が、学校感染症に罹患した場合、学校にお知らせください。

感染症名	出席停止基準
新型コロナウイルス感染症	治癒または療養解除するまで
インフルエンザ	発熱した後5日かつ解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有な咳が消失するまで、 または5日間の適正な抗菌薬が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後、5日間を経過し、 かつ全身症状が良好となるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮下後
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後、2日を経過するまで
溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ
感染性胃腸炎	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されるまで
マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身の状態が良好となるまで

## 2-2：登校届

学校感染症に罹患し、治癒した後に登校する際は、「登校届」を保護者が記入の上、担任までご提出ください。「登校届」は、担任に申し出ていただくか、本校 HP からダウンロード可能です。

登校届は新型コロナウイルス感染症(感染者・濃厚接触者)とその他の感染症用があります。」

## 2-3：新型コロナウイルス感染症関連

毎日の予防対策として登校前にご家庭で検温・健康観察をしていただき、発熱や体調不良、風邪症状等のある場合は、登校の自粛をお願い致します。万が一、登校後に体調不良となった場合には、原則として早退となります。

\*下表に該当する生徒は、出席停止となります。(埼玉県教育委員会通知より)

新型コロナウイルス感染症に係る出席停止対象者
① 陽性が判明した者
② 同居家族等の陽性者の濃厚接触者になった者
③ 学校等で特定した濃厚接触者相当の者
④ 体調不良者(発熱等の風邪症状を有するもの等)(上記①~③に該当しない場合に限る)
⑤ 同居家族等に体調不良者(発熱等の風邪症状を有するもの等)がいる者 (当該家族が陽性者に該当しない場合に限る)
⑥ PCR 検査等を受検し、検査結果待ちの者

※なお新型コロナウイルス関連の対応は流行の状況に応じて変更もあります。

## 3. 災害共済給付制度について

災害共済給付制度とは、独立行政法人日本スポーツ振興センターが学校の管理下で災害(負傷・疾病・障害・死亡)に遭った際の治療費や見舞金を給付する制度です。志木市では、掛け金全額(1年間 920 円)を志木市が負担しています。

学校管理下における災害で医療機関を受診した場合には、医療機関の受診時には志木市子ども医療は使用せず、窓口支払いをお願いします。併せて担任や部活動顧問に申し出ると共に、申請書類を提出してください。申請書類は学校の HP よりダウンロードが可能です。

【給付制度の対象となる学校管理下の範囲】

①通学路による登下校中 ②授業・各教科・特別活動・休み時間 ③部活動・学校行事

## 4. 歯と口腔の健康づくりについて

本校では、「志木市市民の歯と口腔の健康づくり推進条例」(平成24年4月施行)と「むし歯ゼロ作戦」よりフッ化物洗口を実施しています。フッ化物洗口希望者に毎週1回、朝の時間に1分間フッ化物洗口を全校で実施しています。実施の際には、準備するものや実施方法について、別途お知らせいたします。

## 5. アレルギーに係る対応について

アレルギー疾患のあるお子さんと、学校で特別な配慮(給食の除去対応等)を希望される場合は、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」「医療機関の受診・病院記入」・「食物アレルギー家庭状況について」の提出をお願いします。【提出先：志木第二中学校 締切日：令和5年2月20日(月)】

※ご不明な点は、中学校へお問い合わせください。

## 6. 保健関係書類について

入学に際し、以下の書類を提出いただくことになります。各書類は入学式の日配布の予定です。回収日等は改めてご連絡いたします。

	書類名	留意事項
1	保健調査票	小学校から引き続き使用します。 記入漏れのないよう該当学年の欄に記入し、 <u>訂正や追記項目については赤字でわかりやすく</u> ご記入ください。 <u>既往症や持病など、完治している場合には、完治とご記入</u> ください。
2	結核問診票	小学校から引き続き使用します。 すべての項目について、記入漏れのないよう該当学年の欄に回答をお願いします。
3	家庭調査票・ 救急カード・ 引き渡しカード	<u>緊急時に必ず連絡が取れる連絡先</u> をお書きください。 <u>携帯番号のみではなく勤務先名・勤務先電話番号</u> もご記入くださるようお願いいたします。